

スクールロイヤーに聞く

学校で活かせる 法的知識

第1回

「いじめ」の初期対応に 活かせる法的知識

連載のはじめに スクールロイヤーの役割

はじめまして、弁護士の鬼澤と申します。初めて雑誌の連載の機会をいただきました。この企画は、現役のスクールロイヤー四人が、読者のみなさんが学校で活かすことができる法的知識について、リレー形式で解説させていただく連載です。

「スクールロイヤー」については、現在明確な定義があるわけではありませんが、日本弁護士連合会（日弁連）が二〇一八年一月一八日に発表した「スクールロイヤー」の整備を求める意見書」では、「学校で発生する様々な問題について、子どもの最

善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士」と定義しています。助言業務以外にどこまでをスクールロイヤーの業務に含めるかは制度により異なりますが、少なくとも学校で発生するさまざまな問題について助言することが中心的な業務であることにはあまり異論はないようです。

また、文部科学省では、保護者等からの不当要求への対応や、いじめ対応等の文脈でスクールロイヤーの導入を進めてきました。そして、令和二年度から、「事案が訴訟等に発展してしまいう前に、初期対応の段階から、予防的に弁護士等に関わってもらうことで、速やかな問題解決につながったり、教職員の負担軽減



おにざわ法律事務所・弁護士

鬼澤 秀昌

おにざわ ひでまさ 教育系NPOでの常勤職員として働いてから弁護士になりました。子どもたちのために頑張っている人の支えになりたいと思っています。

減が図られたりすること」を目指して、都道府県教育委員会および指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費について、普通交付税措置が講じられることとなりました(文部科学省ホームページ「教育行政に係る法務相談体制の充実について」。これに伴い、文部科学省はその活用を促進するため「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」を発表しました。

本誌の読者のみなさんの中には、「スクールロイヤー」と言ってもあまりなじみがないという方もいるかもしれません。特に弁護士には訴訟や刑事手続き対応のイメージも強いためか、「裁判ではどうなりますか?」「刑法上の違法になりますか」などの質問をよく受けます。しかし、スクールロイヤーは、そのような法的な知識も前提としつつ、現場のみなさんの悩みを解決することを目指しています。具体的には、ぜひ、今後の連載を見てください。

まず第1回は、実際の相談の中でも非常に多い「いじめ」の初期対応です。

スクールロイヤーが考える 「いじめ」の初期対応



〈事例〉 M先生は、担任している小学校四年生のクラスにいるAくんの保護者から、Aくんの体操服が捨てられていた、誰がやったのか確認してほしい、という電話を受けた。

さっそくM先生は翌朝、Aくんにその事実を確認するとともに、授業終了後のホームルームの時間に、その前日に放課後の教室に残っていた児童がいたか確認した。二名の児童が

手を挙げたので、その後、その手を挙げた児童に話を聞いた。しかし、二名ともA君の体操服について思い当たることがないとのことだった。

その結果を踏まえ、M先生はその日のうちにAくんの保護者に「誰がやったのかわからなかった」と連絡したが、翌日Aくんは学校を休んでしまった。

1. 分析の視点

まず、Aくんが学校を休んだのは、「いじめ」についての不安のあらわれである可能性があります。前述の通り、スクールロイヤーは「教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う」こととなります。したがって、スクールロイヤーがアドバイスする場合、最初に法的視点で検討し、その後、教育的、福祉的視点から学校が取り得る対応策を検討することになります。

2. 法的視点

まずは、「Aくんの体操服が捨てられていた、誰がやったのか確認してほしい」というAくんの保護者の訴えからは、Aくんに対する「いじめ」に対する対応を求めていると考えられます。

いじめ防止対策推進法による「いじめ」の定義は、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

(いじめ防止対策推進法二条)です。

そして、この時点で、Aくんが苦痛を受けている可能性がある一方で、「その他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われる」ときに該当し、「当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる」(同法二三条二項)ことが必要です。法律で書くのと仰々しいのですが、要は、そのことについて子どもから話を訊いたりして確認しましょうということとです。本件では、M先生は、まず本人に話を訊くとともに、その事情を知っている可能性がある子どもを割り出し、その子どもたちに確認をしました。

さらに、いじめ防止対策推進法では「その結果を当該学校の設置者に報告する」(同法二三条二項)ことも求めています。管理職の先生方は、「いじめ」として認知した場合には教育委員会(私立であれば学校法人)に対して報告しなければならぬことにご留意ください。

また、事故や「いじめ」等が起きた場合、学校は一定の安全配慮義務を負うこととなります。しかし、実際に「いじめ」や事故が起きた直後の段階で、安全配慮義務に違反しているか否かを判断しても具体的な対応につながるわけではないので、この時点では深く検討はしません。

ただし、「いじめ」の安全配慮義務違反を認めた裁判例の中で具体的な対応について参考になる事例として、横浜地方裁判所の平成二十一年六月五日判決があります。この判決で裁判所は、市立中学校において被害生徒の鞆が刃物で切られたり多数の落書きがされた等の凄惨な「いじめ」を受けていた事例で、加害

者の特定ができなかったとしても、「加害生徒又はそれと目される生徒に対し、厳しく指導し、第一事件(筆者注…通学用背負い布製鞆が刃物で切られたり多数の落書きがされた事件)、第二事件(筆者注…通学用ビニール製カバンが刃物で切られるという事件)の加害行為が犯罪行為であることを認識させ、再度の類似行為が発覚した場合には、加害生徒自身にも大きな不利益をもたらすことを自覚させることも、いじめ行為が二度に亘り、その内容・態様が悪質である本件では重要であって、そのため措置や、これを達成するための努力、工夫が求められるべきであったということができると判断しています(『判例時報』二〇六八号二二四頁)。

事例のAくんの場合も、体操服が処分されてしまうと、授業が受けられなくなるだけでなく、体操服が使えなくなってしまう(例えば「器物損壊」(刑法二六一条)という犯罪にもあたります)ので、このような判決に準じた考え方をして、加害者が特定できなくても、学校として児童全体に向けた指導をすることは十分検討する価値はあるのではないかと思います。

3. 背景の検討

それに加えて、今回の事例の背景についても検討していきます。そもそも深刻な「いじめ」については、それ以前に何か兆候があることがほとんどです。したがって、事実関係の確認をする上では、ただ単に今回の「体操服が捨てられていた」という事実を確認するのみならず、これより前に何があったかについて確認することも重要です。

また、このような「いじめ」問題の事実確認をして対応を考
える際には、加害側の子ども、被害側の子ども、クラスの状況
等を検討する必要があります。

加害側の子どもも、何かしらの課題を抱えていることが少な
くありません。また、障害のある子ども、外国につながる子ど
も、LGBTQ等、「いじめ」被害を受けるリスクが高い類型が
あるとも言われています。こうした子どもたちへの支援が学校
として適切に行われているかどうか、検討が必要です。

さらに、深刻な「いじめ」の背景には、学級崩壊があること
も少なくありません。学級集団の関係性の観点からの検討も必
要です。

4. 具体的な対応策の検討

以上の視点や検討に基づき、次の対応策を考えていきます。
まず調査についてです。申し出た子どもに対してヒアリング
をする、という方法は確かに手間が少ないのですが、必ずしも
自主的に申し出る子どもばかりではないことから、もう少し調
査をする余地がありそうです。この場合、アンケートや、別途
面談の際に確認するという方法も考えられます。また、前述の
通り背景事情の確認のため、本件以外に何か嫌なことをされた
ことはあるかをAくんに確認することが必要です。

加害者が特定できた場合には、ただ単に「やっつけない」
と指導するだけでは不十分です。本人の抱えているストレスや、
動機等にも着目して、どうやったなら同じことをしないですむか
一緒に考えることとなります。

手段を尽くしても加害者を特定できなかった場合であっても、
Aくんが安心できるように何かしらの対策が必要です。例えば
教員が荷物を預かる、放課後の見回りを増やす等の方法が考え
られます。もし、クラスで学級崩壊が起きているのであれば、
まずはその状況の改善のために、他の教員がT2として入る等
も本件の予防策になるかと思えます。重要なことは、加害者が
特定できないとしても、学校としてできることはあるというこ
とです。

これらの考えをしっかりとまとめた上で保護者ともコミュニ
ケーションをとるようにすることなどを助言していきます。

最後に

いじめ防止対策推進法で「いじめ」の定義が非常に広くなっ
たことで、教育相談部会等において扱うケースの中にも「いじ
め」と認定して対応しなければならぬ事案は少なくないと思
われます。

いじめ防止対策推進法に基づいて教員がする必要があること
は、実は普段から先生方がやっている「気になっている子がい
たら声かけをして、背景事情を確認する」ということです。さ
らに、各学校に設置されている、いじめ防止対策委員会等と情
報を共有して、組織的に対応を検討・実施することになります。
法律をしっかりと押さえることで、子どもたちへの対応をより適
切に行うことができるようになると思います。